定　例　教　育　委　員　会　会　議　録

２０２６（令和８）年９月２９日定例教育委員会が、一宮市役所本庁舎６階特別会議室に招集された。

１　定例教育委員会議案案件
第３５号議案　一宮市立小中学校隣接校選択制実施に伴う受入れ人数枠の設定について
第３６号議案　令和９年度教職員定期人事異動方針について

２　出席委員
高橋教育長　川松委員　武藤委員　吉田委員　大島委員　森委員　吉澤委員

３　欠席委員
無

４　一宮市教育委員会会議規則第１５条の規定により出席したものの職氏名
森教育部長　平野教育部次長　谷川総務課長　池山学校教育課長　岸上学校給食課長
安藤生涯学習課長

５　同上規則第１７条の規定により書記として出席したものの職氏名
伊藤総務課専任課長　穂苅総務課課長補佐　遠藤総務課主査

６　傍聴者
無

会　議　て　ん　末

高橋教育長（午後２時００分着席、開会を宣言）
ただ今から、９月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を大島委員と森委員のお二人にお願いいたします。それでは、８月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各委員
異議ありません。

高橋教育長
ご異議がないようでございますので、８月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第３５号議案　一宮市立小中学校隣接校選択制実施に伴う受入れ人数枠の設定について、ご説明をお願いします。

谷川総務課長
第３５号議案　一宮市立小中学校隣接校選択制実施に伴う受入れ人数枠の設定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は令和９年４月新入学児童・生徒を対象とした隣接校選択制の実施にあたり、各校の受入れ人数枠を決定するため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）よろしくご審議をお

願いいたします。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

前年度との違いがあれば教えてください。

谷川総務課長

制度の考え方については、前年度から大きな変更はありません。前年度の受入れ人数枠と比較すると、入学見込み人数が毎年違うため、計算上の受入れ人数枠も毎年変わります。このほか、計算上の人数枠を基本とするものの、小規模校のためクラス数が増えるようにしたいとか、空き教室の関係で計算上の人数以上に受入れが可能であるなど、学校ごとの実情に合わせた人数枠にしている学校もあります。

委員

「考慮順位（1)」において、受入れ人数を最大 20 人、最小 3 人と記載していますが、これは必ず 3 人以上を受入れなければならないということでしょうか。

谷川総務課長

制度として、全ての学校で受入れを行うという考え方から、最低 3 人以上を受入れ人数枠にすることとしています。そのため、計算上の人数枠が 3 人を下回る場合については、受入れ人数枠を 3 人としています。また、単学級となるおそれがある学校については、最大値である 20 人としています。

委員

受入れ人数枠は、過去の実績値とは違うという解釈でよろしいですか。

谷川総務課長

過去の実績値は資料には記載していませんが、今回の受入れ人数枠とは一致しません。昨年度、申請が受入れ人数枠を上回ったため抽選となった学校は、神山小、向山小、南部中の 3 校です。その他の学校については、受入れ人数枠を下回る申請数でした。

委員

受入れ人数枠は、特別支援学級と通常学級を合わせた人数となっているのでしょうか。

谷川総務課長

受入れ人数枠は、特別支援学級を除いた通常学級だけの人数です。

委員

貴船小については、学級数が増えない 1 学年 70 人となるよう計算値では 6 人となっていますが、実際は教室に余裕があり、学級増にも対応できることから、受入れ人数枠を 17 人にしたという認識でよいでしょうか。

谷川総務課長

そういった面もありますが、教室の空き状況だけでなく、前年度の実績値なども踏まえ、総合的に判断して受入れ人数枠を設定しています。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第３５号議案　一宮市立小中学校隣接校選択制実施に伴う受入れ人数枠の設定について、原案どおり可決いたします。続きまして、第３６号議案　令和９年度教職員定期人事異動方針について、ご説明をお願いします。

池山学校教育課長

第３６号議案　令和９年度教職員定期人事異動方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は市民の信頼に応え、本市公立小・中学校教育の充実・振興を図り、教職員の教育意欲を高揚し、学校の組織力を向上させるための定期人事異動方針について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出するものです。（別紙（案）に基づいて説明）よろしくご審議をお願いいたします。

委員

愛知県教育委員会の方針が変わったため、一宮市教育委員会の方針も変わったという認識でよろしいですか。

池山学校教育課長

一宮市教育委員会の方針については愛知県教育委員会の方針に準じています。具体的な運用については実施要項に基づいており、これを基準として人事を決定しています。

委員

愛知県教育委員会の方針５において、「教職員の能力を引き出し」とありますが、一宮市教育委員会の方針では、どの部分にその趣旨が盛り込まれていますか。

池山学校教育課長

これは管理職の登用に関する記述となっています。一宮市教育委員会の方針では、実施要項２の（1）にその趣旨が含まれていると考えます。

委員

一宮市教育委員会として大切にしている人事異動の考え方や、一宮市ならではの課題を踏まえた人員配置について、どのように考えているのか。また、一宮市として独自に実現したい人事異動のあり方について、考えがありましたら教えてください。

池山学校教育課長

一宮市教育委員会としては、学校全体のバランスを最も重視して人事異動を行っています。異動対象者は年度によって異なり、学年主任を務めている教員が異動する場合もあれば、新任の教員が異動する場合もあります。例えば、学年主任など、学校の中核を担っている教員が異動する場合、学校として大きな柱が抜けることになるため、核となる教員が一斉に異動にならないことや、同程度の力量を持つ教員や、数年後に学校の中核を担うことが期待できる人材を配置するなど、学校全体のバランスを重視して人事異動を行っています。また、実施要項の(3)ウにある育児休業中の長期勤務者を異動対象とする取扱いについて、以前は育児休業中の教員は異動対象外としていました。しかし、近年は若い教員が増え、育児休業を取得する教員も増加しており、1 つの学校で複数名の教員が育児休業を取得するケースも生じており、その代替として講師を補充、配置している状況となっています。子どもの数が減少し、学校全体で配置される教員数も固定化されてしまう中、育児休業中の教員を異動対象外とした場合、異動機会が長期にわたって失われ、同一校での在籍年数が長くなってしまう一方、学校側としても育児休業中の教員が多くなってしまうことにもなります。これは、学校運営にとっても望ましい状況ではないと考えています。育児休業を取得していた教員が元の学校に復帰する場合で

あっても、その間に周囲の教職員が異動し、児童生徒も休業中に卒業していることから、必ずしも元の学校に復帰しないことによる影響が大きいとは限りません。こうしたことを踏まえ、育児休業中の教員についても異動対象としています。

高橋教育長

育児休業・産前産後休業の補充者となる講師については、短期間で講師が交代する可能性が高くなります。その場合、安定した教育活動を継続的に行うことが難しくなることから、教員の配置が偏っている学校については異動を行うことで、学校運営の安定化を図ることを目的としています。

委員

実施要項の(3)アに、「同一学校6年以上の勤務者はその対象とする」と記載されていますが、これは同一学校での勤務は最長6年までとし、6年を超えた場合は原則として異動対象になるという認識でよろしいでしょうか。

池山学校教育課長

この記載は、6年以上勤務している教員を異動対象とするという意味であり、同一学校での勤務が6年を上限とするものではありません。

高橋教育長

かつて高等学校において、部活動の指導に長けた教員が同一校に長期間勤務するケースがあり、その中で体罰等の問題が発生し、社会的な問題となった事例がありました。こうした事例を踏まえ、愛知県教育委員会から、同一校での勤務が10年を超えることがないようにするとの考え方が示されました。それにより、一宮市教育委員会では、長くても10年を一つの目安として、人事異動を行うこととなりました。

委員

合併前は、旧尾西市・稲沢市を異動エリアとすることで、市を跨いで異動することにより各市の方針や取組を知る機会があったと思います。合併後の現在は、他市の情報や方針について、どのような方法で収集、共有されていますか。

池山学校教育課長

尾張地区を管轄する尾張教育事務所において、指導主事が情報交換を行っています。また、校長については、尾張地区の会議等を通じて情報交換や共有を行っており、こうした機会により他市の情報を得ています。

委員

人事異動により、これまでにないような、幅広い経験を積むことができれば良いと思います。

委員

今回、愛知県教育委員会の人事異動方針が改正された目的は何ですか。

池山学校教育課長

愛知県教育委員会の方針が示される際に、改正の目的について具体的な説明はありませんでしたが、「学校」に重点を置き、これまで以上に学校を中心に考えていこうというのが、県の意図ではないかと考えています。

高橋教育長

何かございませんか。

高橋教育長

全員賛成ですので、第３６号議案　令和９年度教職員定期人事異動方針について、原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

報　告　事　項

森教育部長

一宮市議会９月定例会について

谷川総務課長

一宮市教育委員会後援名義の使用許可について

そ　の　他

谷川総務課長

１０月・１１月・１２月・１月・２月の定例教育委員会の日程について、給食交歓会について

閉　会　宣　言

高橋教育長

これをもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長　高橋信哉

委員　森雅子

委員　吉澤幸